

(ご面会時の) 差し入れについて

ご本人様に提供している食事形態に準じた食事の差し入れをお願いします。

【お菓子類】

- ・ 1回で食べきれない個包装のもの (例：プリン、ヨーグルト、小袋のお菓子等)
- ・ 生菓子や半生菓子の場合も、基本的には個包装のもので、賞味 (消費) 期限内のもの

【果物】

- ・ 差し入れ可能なもの
来所後、水洗いしてそのまま食べられるもの、手で皮をむいて食べられるもの
スーパーやコンビニ等ですでにカットしてパック詰めされているもの
- ・ ご遠慮いただいているもの
皮をむいて、切ってタッパー等に入れて持参されるもの
ご自宅ですりおろしたもの

【ご飯のお供】

のり、佃煮、梅干し、ふりかけ等は塩分制限に関わるため、基本的には差し入れ不可としておりますが、主治医の許可があれば特例として認めております。但し、衛生面より1回使い切りタイプの個包装のものでお願いします。

【ご遠慮いただいているもの】

- ・ ご家庭で作られた料理・お菓子等
- ・ 食中毒の危険が高い食材 (刺身等の生ものなど)
- ・ 餅など喉詰めの危険の高い食材を使用したもの
- ・ ご本人様の食事形態に適していないもの

【その他お願い】

- ・ 差し入れは、1回の面会につき2~3個程度で賞味期限ができる限り長い物を選んで頂きますようお願いいたします (当日の賞味期限のものは出来る限り控えて頂けると幸いです。)
- ・ 咀嚼嚥下機能の状態や疾患による食事制限、服薬中のお薬の関係もございますので、必ず差し入れの前にその内容と量を施設職員にお伝えいただき、了承を得てからの差し入れとして下さいますようよろしくお願いいたします。
- ・ 家族様以外のご友人やお知り合いの方からの差し入れは、基本ご遠慮願います。